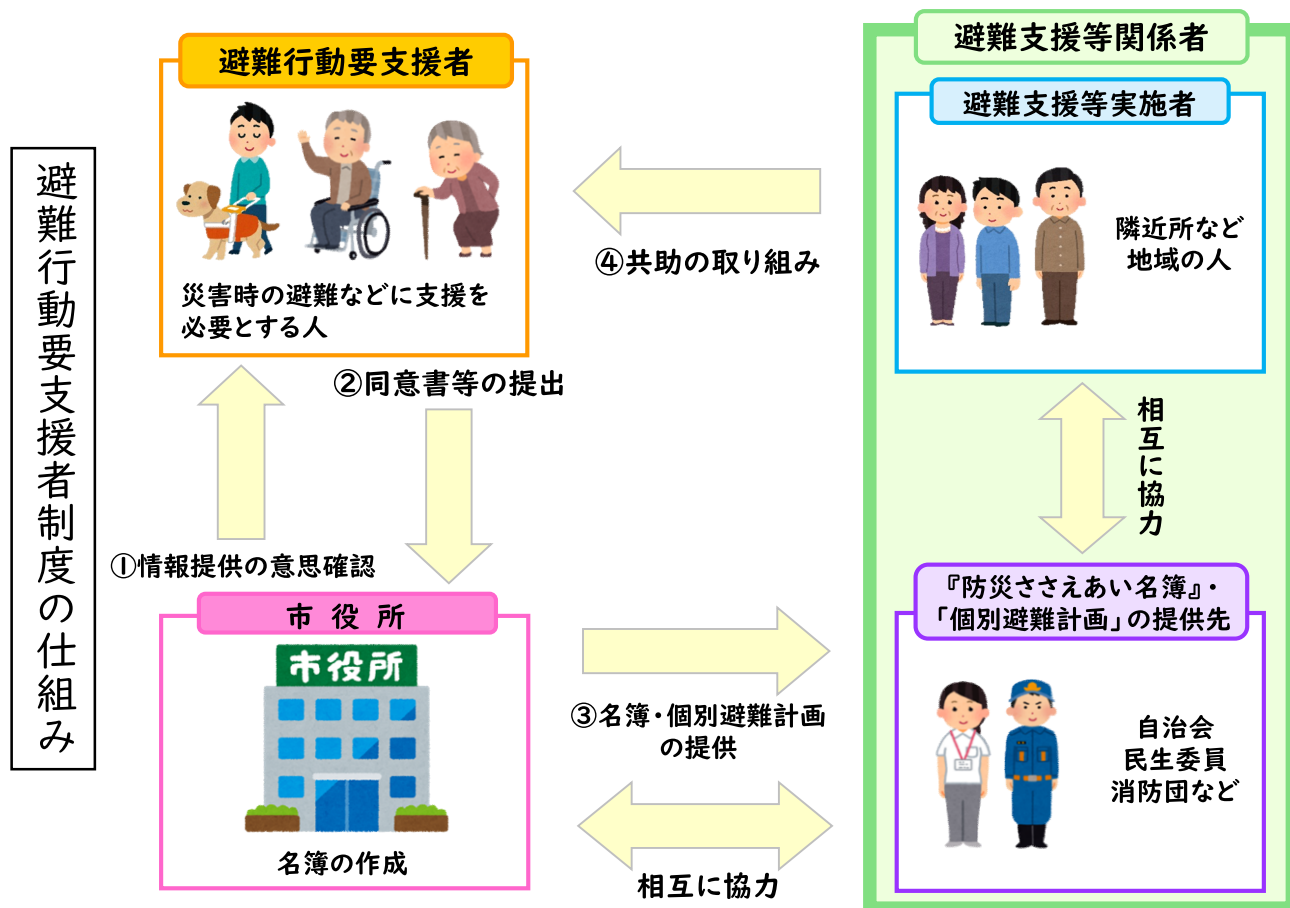


もしもの災害に備えて！

伊勢市避難行動要支援者制度

この制度は、高齢者や障がいがある人など災害時に自分や家族だけでは避難することが困難な人（避難行動要支援者※1）を地域で支える制度です。

伊勢市では、避難行動要支援者の名簿を本人や家族等の同意に基づき『防災ささえあい名簿』（※2）として作成しています。また、一人ひとりの具体的な避難の計画である「個別避難計画」（※4）を作成していただき、これらを避難支援等関係者（※3）に平常時から情報提供することで、日頃の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立て、もしもの災害に備えます。



避難行動要支援者（※1）

在宅生活をしており、次の①～⑧のいずれかに該当する人で、自分や家族だけでは避難することが困難な人

※施設入所・長期入院などの人は対象外

- ①要介護3以上の認定を受けている人
- ②要介護1～2の認定を受けている65歳以上の人で、65歳以上の高齢者または避難行動要支援者のみで構成される世帯の人
- ③身体障害者手帳（肢体・内部障がい1～2級、視覚・聴覚障がい1～3級）の交付を受けている人
- ④療育手帳（程度区分A1、A2）の交付を受けている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている人
- ⑥難病患者や小児慢性特定疾病など医療的ケアを要する状態で避難支援が必要な人
- ⑦75歳以上の高齢者または避難行動要支援者のみで構成される世帯の人
- ⑧これらに準じる状態で、自ら支援が必要であることを申し出た人

防災ささえあい名簿（※2）

上記の①～⑧のいずれかに該当する人のうち、避難支援等関係者に個人情報を提供することについて同意をした人の名簿

避難支援等関係者（『防災ささえあい名簿』及び「個別避難計画」の提供先）（※3）

情報共有部署
消防本部

『防災ささえあい名簿』と「個別避難計画」は、下記の機関に提供されます。

- 自治会、自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- 消防団
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 警察
- 障がい者相談支援センター（障害者手帳保持者）
- 三重県聴覚障害者支援センター（聴覚障がいのある人）
- 居宅介護支援事業所
- 特定相談支援事業者（障害者手帳保持者）

『防災ささえあい名簿』に記載するあなたの個人情報

『防災ささえあい名簿』には、下記の内容が記載されます。

- 氏名
- 住所
- 生年月日
- 性別
- 連絡先（電話番号など）
- 避難支援等を必要とする事由（要介護度など）
- その他必要と認める事項



『防災ささえあい名簿』と「個別避難計画」について

災害の規模が大きくなればなるほど、消防などの公助による個別の救助は難しくなります。いざ災害が発生したときに、助けることができるのは、ご近所の地域の方々だけですので、一緒に避難してくれる近所の方や地域の方々による声かけや避難誘導などの「共助」が重要となります。

『防災ささえあい名簿』に登録し、「個別避難計画」を作成することで、どこに、誰と、どのように避難するのかご自身の具体的な避難の方法を考え、近所の方に避難の支援を依頼しておきましょう。

『防災ささえあい名簿』と「個別避難計画」は、災害時における避難支援や安否確認はもとより、平常時から避難支援等関係者に情報提供することで、災害時の避難支援等が有効に機能するよう、平常時における取り組み（防災訓練や日頃からの見守り等）に活用します。



※個別避難計画作成後にご自身の状況に変更があった場合は、担当課までご連絡ください。

『防災ささえあい名簿』と「個別避難計画」の情報提供の同意について

■『防災ささえあい名簿』と「個別避難計画」は、本人の同意に基づき、平常時は自治会などの避難支援等関係者に情報提供します。なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、これらの情報を提供することがあります。

■『防災ささえあい名簿』および「個別避難計画」の情報提供に関する同意の意思表示につきましては、変更の申出がない限り自動継続とさせていただきます、今後同意書の送付は行いません。

「個別避難計画」について(※4)

「個別避難計画」は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、どこに、誰と、どのように避難するのか、一人ひとりの具体的な避難の計画を作成し、この計画を平常時から地域の支援者と情報共有することで、災害発生時に備えておくものです。

①災害が発生したらどうするか考えましょう

- ・ 自宅や地域はどうなる？（台風の時は？地震の時は？）
- ・ 自分自身はどうする？
- ・ どの避難所へ避難する？どうやって避難する？
- ・ 避難する時に自分でできることと、できないことは？
- ・ 避難する時に持っていくものは？



※安全な場所にある「親戚・知人宅」「ホテル」「在宅避難」など、災害に応じた避難先を考えましょう。

②避難時に協力してもらえ人を探しましょう

- ・ 個別避難計画を作成しただけで誰かが助けに来てくれるわけではありません。近所の人で避難する際に支援をしてくれる人を探しましょう。
- ・ 日頃からご近所や地域の人とコミュニケーションをとり、顔の見える関係をつくりましょう。地域で行われる防災訓練などに積極的に参加しましょう。

※避難を支援する方も、自分や家族の安全が最優先となります。
お願いしたからといって、必ずしも支援が受けられるとは限りません。
日頃から自分で、できる限りの備えをしましょう。

③「個別避難計画」を作成しましょう

- ・ 「どこへ」「誰と」「どのように」避難をするのか、また避難の際に「どのような支援が必要なのか」といったことを話し合い、個別避難計画を作成しましょう。

④避難支援等関係者などに「個別避難計画」を共有します

- ・ 平常時から情報共有することで、災害時の支援につながります。
- ・ 情報共有に同意していただくことで、市から自治会などの避難支援等関係者に情報提供します。

担当課 伊勢市役所 高齢・障がい福祉課

（高齢者の方） 高齢福祉係 TEL(0596)21-5559 e-mail kourei@city.ise.mie.jp

（障がいのある方） 障がい福祉係 TEL(0596)21-5558 e-mail syougai@city.ise.mie.jp

★よくある質問について★



Q 同意書は、必ず返信しないといけないの？

A 避難可能か、施設等に入所していないかなど支援が必要かどうかの状況の確認も兼ねていますので、署名欄に記入のうえ、**必ず返信してください**。避難が困難な方で、防災ささえあい名簿への登録、個別避難計画の作成およびこれらを情報提供することに同意する場合は、「同意します」にチェック☑をし、署名欄に署名のうえ、B面の計画も記入してください。

個別避難計画を作成しても、しなくても必ず返信用封筒に入れ返信してください。（切手不要）

Q 個人情報はどうように扱われるの？

A 防災ささえあい名簿および個別避難計画の情報は、避難支援等に関する目的にのみ利用します。情報提供を受けた者は、災害対策基本法により守秘義務が課せられており、目的以外での利用や知り得た情報を、正当な理由がなく漏らしてはいけません。

Q 「個別避難計画」を作成したら、災害時に必ず支援してもらえるの？

A 平常時から避難支援等関係者へ防災ささえあい名簿及び個別避難計画を提供することにより、災害発生時における避難の支援を受ける可能性が高まりますが、個別避難計画を書いて提出したら誰かが助けに来てくれるというものではありません。ご自身で近所の人などに避難支援を頼んでもらう必要があります。

また、**災害発生時には支援する側もご自身やご家族の安全確保が最優先となるため、必ずしも避難の支援等が受けられるとは限りません。**また、支援する側は法的な責任や義務を負うものではありません。

そのため支援を受ける側も、日頃から自分でできる限りの災害への備えをし、自分から周りの人々と良い関係をつくるなど災害時に備えましょう。

Q 情報提供に同意しなかった場合、後から同意はできないの？

A 「同意しません」と提出した後でも「同意します」に変更したい旨を担当課に連絡し、再度同意書および個別避難計画を提出していただくことで、防災ささえあい名簿に登録し個別避難計画を情報提供することができます。

Q 「個別避難計画」は必ず作成しないといけないの？

A 防災ささえあい名簿および個別避難計画の情報提供に関する同意書で、情報提供することに**「同意します」と回答された方は、「個別避難計画」の作成までお願いします。**

あくまでも本人、家族等の意思で作成するものであり、強制するものではありませんが、災害時に大きな被害を受けてしまう避難に支援が必要な方は、助かる可能性を上げるために、お一人おひとりの状況に合わせた避難の計画を事前に作成していただきたいと考えています。